

## 「スポーツの公共哲学」事始め —共生社会の視点から

山 脇 直 司

本稿は、これまで筆者がコミットしてきた公共哲学が、スポーツというテーマとどのように関わるかについて、共生社会という視点から初めて記す小論である。

### 1. 公共心 (パブリック・スピリッツ) とスポーツ

公共哲学の定義は論者によって微妙に異なるが、筆者は「より良き公正な社会を目指しながら、現下で起こっている公共的諸問題を市民とともに考える実践的学問」と定義し、さらに、

- 1) 国家や組織のために自己を犠牲にする「滅私奉公」的なライフスタイルや、
- 2) 私というエゴのために他者や公共的ルールを無視する「滅公奉私ないし活私滅公」的なライフスタイルの双方を批判し、
- 3) 私という個人一人一人を活かしながら、他者とのかかわりや公正さの感覚を開花させる「活私開公」というライフスタイルと、
- 4) 私利私欲をなくして他者を手助けする「無私開公ないし滅私開公」というライフスタイルの双方を推奨する論を展開してきた<sup>(1)</sup>。

英語でいうパブリック・スピリッツは日本語での公共心に当たるだろうが、2) のライフスタイルが公共心を欠いていることは言うまでもない。そして全体主義国家と異なり、憲法13条で「諸個人の尊重」を謳う日本のような民主主義国家では、その公共心が1) のような「滅私奉公」ではなく、4) の「無私開公・滅私開公」や3) の「活私開公」のライフスタイルで発揮されてこそ意義を持つ、と筆者は考えている。

他方、スポーツとは、ある事典によれば、ラテン語の *deportare* に由来し、「本来、人間が楽しみと、よりよき生のためにみずから求め自発的に行う身体活動であり、ルールを設けその中で自由な能力の発揮と挑戦を試み、最善を尽くしてフェアプレーに終始することを目標にしている。」(電子辞書 ブリタニカ国際百科事典、2008) と定義されている。

そのような前提で考えれば、公共心を子供たちに体得させるにあたって、スポーツほど有効なものはないだろう。まず、スポーツが何よりも「人間が楽しみとよりよき生のためにみずから求め自発的に行う身体活動」、換言すれば古代ギリシャの都市国家スパルタで実践されたような「滅私奉公」ではなく、「活私」のために存在することを体得させなければなら

ない。その上で、ほとんどのスポーツには、すべての人が守らなければならない「公共的ルール」があり、それを遵守することと、スポーツマンシップとして、「フェアプレー」の精神を体得させなければならない。また、審判のアンフェアな「えこひいき（滅公奉私）」はもとより、選手の八百長試合・無気力試合は厳禁であることや、最後まで全力を尽くすことと、勝者が敗者の健闘を称える公共心を体得させなければならない。

さらに大人のスポーツチームにおいては、個人個人のプレイヤーが「無私開公」の精神でチーム全体に貢献することが要求され、それが個人個人のプレイヤーが活かされることに通じれば、「活私開公」のチームが誕生する。選手を育てるコーチには、「無私開公ないし滅私開公」の精神で選手一人ひとりに臨むことが要求されるだろうし、選手の能力を活かしチーム全体が活性化されれば、「活私開公」が実現し、コーチ自らもその喜びを分かち合うことによって「活私」を味わうことができるだろう。

フェアな精神という意味での公共心はしかし、単に選手だけに要求されるわけではない。それは、スポーツに関わる「選手以外の人々や諸組織」にも要求される公共的理念である。ここで、ローマ・オリンピックのボート競技エイトの金メダル保持者であり、ドイツのアカデミズム界の第一線で活躍している社会哲学者ハンス・レンクの「スポーツにおけるフェアネス（公正さ）の黄金律」を簡単に紹介しておこう。

彼は、競技のパートナーと敵の選手を同時に尊敬すること、勝者に対する過度の称賛を控え敗者を挫折者とみなさないこと、外部と上の者に対してフェアなのに下の者に対してアンフェアなダブルスタンダードはそれ自体アンフェアとして公に非難されるべきことなどを選手やスポーツメディアや観衆に要求されるフェアな公共心とした上で、審判や競技団体などのアンフェアな態度に異議を申し立てる仲裁裁判所や特別裁判制度がもっと強化されるべきこと、個人の倫理ではなく、競技団体や制度に関するスポーツ倫理がもっと発展させられるべきこと、ドーピング問題では選手のみならず関与したすべてのもの（マネージャー、医師、関連機関等々）が公正に処分されるべきこと、そのためにフェアな公共心をもったオンブズマンの制度を導入すること等々が、公共心に満ちた社会を実現するとしている<sup>(2)</sup>。

このようにフェアな公共心という点で、公共哲学はスポーツ活動と関わることができるが、次に、今までのオリンピックの出来事の中でも、特に公共哲学にとって重要だと思われるいくつかの事例を取り上げてみよう。

## 2. 公共哲学が照らし出すオリンピックの出来事

### 2.1 人権の普遍性：トミー・スミスとジョン・カーロス、そしてピーター・ノーマン

公共哲学の観点から言っても、1776年のアメリカの「バージニア州権利章典」と1789年のフランスの「人および市民の権利宣言」に遡る人権宣言は、その実、「白人と男性」に限定されたものであった<sup>(3)</sup>。その発祥の地アメリカでは、19世紀半ば過ぎにリンカーンによる「奴隷解放宣言」があったにせよ、第二次大戦後もとりわけ南部では公然とした黒人差別が行われていた。そのような差別をなくすべく、1960年代になって「万人に正義を！」をスロー

ガンに掲げたマーチン・ルーサー・キング牧師主導の公民権運動が起こり、ベトナム戦争反対運動とともに合衆国を揺さぶった。

そうした状況下で開かれた1968年メキシコ・オリンピックでの一つの衝撃的な出来事を、当時大学生だった筆者は鮮明に覚えている。それは陸上競技200メートルの表彰台で起こった。アメリカの黒人選手で抜群のスピードで一位になったトミー・スミスと、終盤でオーストラリアのピーター・ノーマンに抜かれて三位になったジョン・カーロスが、アメリカ国家が演奏され星条旗が掲揚される際に、壇上で首を垂れ、黒い手袋をはめた拳を高く突き上げるポーズをとったのである。このポーズは「ブラックパワー・サリュート」と呼ばれ、黒人公民権運動で用いられていた示威的行為であり、二人は黒人差別に抗議する意図で、示し合わせてこの行動に出たのである。同年すでに暗殺されていたキング牧師と親交のあったカーロスは、白人至上団体クー・クックス・クランによってリンチを受けた黒人への哀悼を示すロザリオを身につけ、インテリ選手で後に大学教授になったスミスは、黒人の貧困を示すためにシューズを履かずソックスを履いていた。テレビの生放送を見ていた筆者はこの出来事に大きな衝撃を受けたが、案の常、当時のIOE会長だったブランデー（後に取り上げる1936年のベルリン・オリンピックでヒットラーに媚びるなど悪名高かった人物！）は、これをオリンピックの政治的利用とみなし、両選手を大会から追放しメダルはく奪という措置を取った。しかしその後の競技の表彰台でも、彼らに賛同して同じような仕草をする黒人選手も出たのである。

帰国後の両選手は様々な嫌がらせを受けることになったが、他方、彼らの取った行動に賛同する国内外の世論も多く、ついに2008年にはアメリカで、彼らのオリンピックでの破天荒な行動を勇氣ある行動として称える賞が二人に授与され、今では、カリフォルニア州立大学サンホセ分校には、二人のポーズの銅像が人権のために戦った英雄として建てられるほどになったのである<sup>(4)</sup>。

こうした評価の変化には、1970年代以降のアメリカでの人権意識の増大が如実に反映されていると言ってよい。公共哲学的に鑑みれば、「最大多数の最大幸福」を最大規範とする功利主義ではなく、すべての人間にとっての公共的価値である「基本的人権」に基づく『正義論』がジョン・ロールズによって1971年に刊行され、大きな影響を与えたことが特記されよう<sup>(5)</sup>。そして、当時は全く考えられなかった準黒人系のオバマ大統領が2008年に誕生した。

ここで忘れてはならないのは、この出来事にもう一つの重要な悲劇があり、それがインターネットなどで、最近多くの人に知られるようになったことである。それは、同じ競技で二位になったオーストラリアの白人選手のピーター・ノーマンの話である。終盤の猛烈な追い上げでカーロスを抜き二位に入ったノーマンは、表彰台に上がる前にスミスとカーロスに「君は人権の普遍性を信じるか」「神を信じるか」と聞かれ、イエスと答えたばかりか、彼らを支持した「人権のためのオリンピック・プロジェクト」のバッジを付けて、二人の表彰台での抗議行動の支持を表明した。そのためにノーマンは、白豪主義が採られていた当時のオーストラリアでバッシングに合い、抜群の好成績を出したにもかかわらず、1972年ミュンヘン・

オリンピックには意図的に選出されなかった。孤独のまま 2006 年に急逝した彼の葬儀では、スミスとカルロスがアメリカから出向いて棺を担ぎ、人種差別と闘った白人としてのノーマンの態度を称えた<sup>(6)</sup>。「人権という普遍的な公共的価値」によって初めて「人種を問わない共生社会」が実現しうることを、この出来事は象徴している。

オーストラリア政府もようやく彼の死後 2012 年になって、1972 年にノーマンをミュンヘン・オリンピックに代表として選ばなかったアンフェアな決定に対する謝罪を行った。公共哲学的にみれば、オーストラリアは 1980 年代にようやく白豪主義を脱し、「多文化主義」を国是と掲げる運動が政権に影響を及ぼすようになったとされているが<sup>(7)</sup>、ノーマンへの不正な仕打ちへの謝罪は、遅きに失したと言わなければならないだろう。

では次に、そのオーストラリアがシドニー・オリンピックの開会式で見せた多文化主義的パフォーマンスに即する出来事を取り上げたい。

## 2.2 同化主義批判と多文化主義：ビリー・ミルズからキャシー・フリーマンへ

話を 1964 年の東京オリンピックに遡らせよう。当時地方に住む高校一年生としてテレビ観戦に熱中した筆者にとって、特に印象深かったのは陸上 1 万メートル決勝であった。新聞などによる事前の予想では、オーストラリアの白人選手ロン・クラークのほか、数名のメダル候補者が挙げられていたが、勝負が始まり最後の一周でトップに残ったのは、クラークの他は全く無名の二人、チュニジアのガムーディとアメリカのビリー・ミルズであった。最初にスパートをかけたクラークが逃げ切るかに見えたが、途中で二人を押しぬけるような形でガムーディが抜き返し、そのままゴールするかと思いきや、最後の直線コースで外側から驚異的なラストスパートでミルズが両者を抜き去り、劇的勝利を収めたのである。それはおそらく今までのオリンピックで最も劇的な 1 万メートルレースと言っても過言ではないだろう。

しかし、公共哲学的に興味深いのは、ミルズがインディアン・スー族の出身で、徹底した白人の同化主義教育を受け、オリンピックで勝つまで様々な差別を受けてきたことである。当時のアメリカのインディアンは、白人の徹底的な同化主義政策によって、子供は親元を離れた寄宿舎に入れられ、部族が信じていた宗教を放棄させられ、プロテスタント的な規律に基づく徹底的な同化教育を受けさせられていた。ミルズもその例にもれず、同化教育を受け、孤独にさいなまれる中で、陸上選手の才能を見いだされて開花し、差別を受けながらも予選を突破し東京オリンピックの代表となり、過去の記録から見て全く無視されていた下馬評を覆して金メダルを獲得するという大番狂わせを演じたのである。そのドラマは、「ロンリーウェイ」という映画にまでなっている<sup>(8)</sup>。

手に汗握りながら、白熱した最後の一周をテレビ観戦した筆者は、ミルズの生い立ちを知るにつれ、インディアンの不当な差別に憤りを覚えるようになり、それまで見ていたジョン・ウェインなどが主演する西部劇を差別映画として一切見ないことを決めた。幸い、その後のアメリカでは上述のような公民権運動が起こり、1970 年代を境にインディアンを悪役に仕立てる西部劇は一切作成しないようになったが、先住民への不当な差別と同化主義批判は、

まさに公共哲学の今日的テーマである。

たとえば、カナダの代表的な公共哲学者ウィル・キムリッカは、フランス革命以降の国民国家が均質な国民文化の創出を理想とすることによって、国内のマイノリティをマジョリティ文化に同化させたり、北米諸国やオーストラリアなどが原住民の文化を抑圧してきた近代国民国家の歴史を批判し、国内の原住民や文化的マイノリティの「集団的権利」と、それに属する「個人の基本権」とを共に保障する政策によって、文化の多様性と文化横断的価値(=人権)の両立を目指す公共哲学を1980年代後半から展開し、大きな影響を与えている<sup>(9)</sup>。そうした中であって、オーストラリアでも前に触れたように、白豪主義を批判して多文化主義を国是とするような動きが1980年代あたりから台頭し、2000年のシドニー・オリンピックではそれを象徴する出来事が演出された。それは開会式での聖火点灯に先住民のアボリジニを出自とする陸上選手キャシー・フリーマンを選んだことである。

アボリジニの子として生まれたフリーマンは、1869年から1969年までのオーストラリアの同化政策によって、親元から隔離され、自らの文化を否定させられるような教育を強制されたいわば「盗まれた世代(stolen generation)」に属する親の子どもであった。その彼女が、そうした過去を克服し、民族の共生を謳う多文化主義の象徴として、聖火の最終ランナーに選ばれたのである。その彼女は、400メートルで圧勝し金メダルを獲得した後、オーストラリア国旗とアボリジニの旗の二つを持ってウィニング・ランを行ったことも、多文化主義という共生社会を意図的に謳う行為であった<sup>(10)</sup>。

とはいえ、こうした行為に対し、オーストラリアの白人の間で反発の声が上がったことも忘れられてはならない。白豪主義も未だ根強く、そうしたイデオロギーに対して、普遍的公正さをもとめる公共哲学は、常に批判し続けなければならないだろう。

### 2.3 「似非の共生社会」の演出：1936年ベルリン・オリンピック

この小論で最後に取り上げたいオリンピックの出来事は、何と言っても1936年のベルリン・オリンピックである。人種差別主義者であったヒトラーは、もともと国際競技が嫌いであったが、ベルリンでのオリンピック開催は、彼が政権を掌握する1933年1月以前の1931年に決定されていた。そこで、他の政党を非合法化して政治犯を取り締り、アリア神話を喧伝してユダヤ人への弾圧も始めていたヒトラーやナチの宣伝大臣ゲッベルズは、この期間だけユダヤ人への弾圧を止め、このオリンピックを徹底的に利用しようと企んだのである。その際、近代オリンピックの祖クーベルタンが重視していた平和な「フェア・プレイ」と「国際的な相互理解」の精神は傍らに置かれ、ドイツの国威発揚が偏重されたことは言うまでもない。

その模様は、歴史学者ラージの大著『ナチの競技—ベルリン・オリンピック1936—』に詳しく描き出されている<sup>(11)</sup>が、公共哲学的観点からは、「似非の共生社会」が演じられ、他の国の著名人や政治家、ジャーナリズムがまんまとそれに欺かれたという事実を「公共的記憶」として留めておかなければならない。ユダヤ人などの弾圧に抗議しボイコット運動が起こっていたにもかかわらず、ブランデーなどの独断によってアメリカは参加を決め、こ

の大会で黒人選手ジェシー・オーエンスが四冠王（100 m、200 m、400 m リレー、走り幅跳びの金メダリスト）になり大人気者になった。黒人が嫌いだったヒットラーは表面上、それを歓迎する素振りを見せ、人種差別主義者の態度を極力抑え、共生社会を称える平和主義者という偽りの姿を、ジャーナリズムを通して世界中に広めたのである（付言すれば、オーエンスも当時のアメリカでは疎外されていた）。そうした演出によって、各国の油断の種を播いた上で、ヒットラーはオリンピック終了後、共生社会とは真逆のユダヤ人狩りを本格的に遂行し、1939年9月にはポーランド侵略を行い、第二次世界大戦を勃発させた。

なお、話は変わるが、このベルリン・オリンピックでは、当時日本の統治下にあった朝鮮のマラソン選手孫基禎（ソン・ギジョン）が金メダルを獲得した際、「東亜日報」が彼の胸に貼り付けた日章旗を消した形で報道した出来事があり、新聞の責任者は投獄された。この出来事も残念ながら日本の同化主義が引き起こした悲しい出来事として記憶されなければならないだろう。

以上の出来事は、「国内の諸民族の共生」や「人種ないし民族（エスニシティ）を超えた公正さ」が主要な問題であったが、1972年のミュンヘン・オリンピックでのイスラエル選手団へのテロ事件、ソ連のアフガン侵略に抗議しての1980年モスクワ・オリンピックのアメリカや日本のボイコット、1984年のロサンゼルス・オリンピックへのソ連のボイコットなどは、むしろ「国と国の共生」の困難さを示すできごとであった。それに対し、リオ・オリンピックのマラソン競技で二位に入ったエチオピア選手がゴールの際に×印で示したように、「一国内での諸民族の共生」は、21世紀の今日においても依然として重要な課題であり続けている。いずれにせよ、19世紀末に始まった近代オリンピックは、共生社会の実現や困難さを表すパラメーターにもなりうると言ってよいだろう。

### 3. 結びに代えて

今回は話をオリンピックに限定したが、サッカーの世界カップもまた、共生社会という課題を考えるためのパラメーターを示している。それが象徴的に表れているのは、内乱後の旧ユーゴスラビア諸国、たとえばボスニアヘルツェゴビナ、コソボ、アルバニアなどの多民族的なチームづくりの努力であり、2015年ブラジル・ワールドカップの初戦で日本を破ったコートジボワールに見られるようなアフリカ各国でのサッカーを通しての諸民族の和解などの出来事である。本稿ではこのテーマに立ち入ることはできないが、公共哲学が照らしだすスポーツの出来事は、「人と人の共生」、「国と国の共生」、「国内の諸民族の共生」を考える上で、今後ますます重要になることであろうことを強調して、この小論の締めくくりとしたい。

## 注

- (1) 拙著『公共哲学からの応答』筑摩選書 2011 年 43-47 頁、拙稿「活私開公、グローバル、WA」星槎大学教員免許状更新講習センター編『共生への学び』ダイヤモンド社 2016 年 244-251 頁。
- (2) Hans Lenk, “Erfolgreich *und* fair?”—Ethisches Verhalten im Sport: Wertkampf— Fairness und strukturelle Dilenma-Situationen (成果も公正も？：スポーツにおける倫理的態度—公正さと構造的ディレンマ状況), in: Hans Lenk / Dietmar Schulte (Hrsg.) *Mythos Sport*, München: Wilhelm Fink 2012, 93-115.
- (3) 人権思想史に関しては、拙著『社会思想史を学ぶ』ちくま新書 2009 年、153-157 頁参照のこと。
- (4) この二人の黒人選手に関しては、Tommie Smith and David Steele, *Silent Gesture: The Autobiography of Tommie Smith*, Philadelphia: Temple University Press 2008 および John Carlos and David Zirin, *The John Carlos Story: The Sports Moment That Changed the World*, Chicago: Haymarket Books, 2013 を参照のこと。
- (5) John Rawls, *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard University Press.1971. (ジョン・ロールズ『正義論』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊国屋書店、2010 年)。
- (6) ペーター・ノーマンに関しては、James Montague, CNN “The third man: The forgotten Black Power hero”, <http://edition.cnn.com/2012/04/24/sport/olympics-norman-black-power/> 参照のこと。
- (7) オーストラリアのアボリジニや多文化主義に関して、竹田いさみ・森健・永野隆行編『オーストラリア入門』第 2 版、東京大学出版会 2007 年、63-98 頁参照のこと。
- (8) この映画の脚本は、ヘンリー・ビーン、シャル・ヘンドリックス『ロンリーウェイ』本木菜子訳、集英社文庫として 1984 年に翻訳刊行されている。
- (9) Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford: Oxford University Press 1995 (キムリッカ『多文化時代の市民権』角田猛之他訳、晃洋書房 1998 年)。
- (10) フリーマンの自伝は、Cathy Freeman, *Born to Run*, Melbourne, Austraria: Penguin Books 2007 で読むことができる。
- (11) David Clay Large, *Nazi Games—The Olympics of 1936*, New York/London: W.W. Norton & Company 2007 (デイヴィッド・クレイ・ラージ『ベルリン・オリンピック 1936——ナチの競技』高儀進訳、白水社、2008 年)。